

2016年5月24日4限

公法の基層と現代的課題 第6回レジュメ

担当：交告（行政法）

1. 公共政策大学院の学生にとっての行政法学

制度設計の視点 ⇒ 知の融合

2. 憲法学との関係

○考察の場の違い

憲法＝法律の合憲性

行政法＝法律を適用する行為の違法性

○考察の重なり：職業選択の自由の制限

職業選択の自由の規制には、①登録制・届出制、②許可制、③資格制、④特許制、⑤国家独占がある。

渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法 I 基本権』（日本評論社、2016年4月）「第13章 職業の自由」「第3節 制限」326~327頁（宍戸執筆）。

3. 行政学の視点

○行政法学の視線 ⇒ 外部の私人の法的地位に対する行政決定の影響

\* 2つの機関概念（行政組織法と行政作用法）

○行政学の視線 ⇒ 組織、効率・・・実情の観察・分析

●行政基準をめぐって

・行政法学 ⇒ 個人タクシー判決、行政手続法、裁量権行使の合理性

・行政学 ⇒ 実情の観察、分析による特色の抽出

\* 村上裕一『技術基準と官僚制 変容する規制空間の中で』（岩波書店、2016年5月）

技術基準の設定・運用プロセスはそれ自体、諸アクターの資源や権力の分布によっても規定されるため、確かに政治・政策過程論的な捉え方もあり得る。しかし、そこに規制行政機関が第一次的に責務を負う社会管理、及び、規制のための体制・組織の管理・運営という行政学特有の「技術」の観点を加え、それらが互いに影響し合って規制空間や規制行政機関の裁量行使の戦略がいかなる特質を帯びるのかという視点で実態を観察・分析するのが本研究に特徴的なところである。（13頁）

# 村上はここで西尾勝「行政裁量」『行政学の基礎概念』（東京大学出版会）を引き、こうした観点からの研究は官僚制研究としても有意義であり得ると説いている。

#### 4. そのほかの学問との協働

##### (1) 文科系の学問との協働

###### ① 経済学、経営学との協働

- ・「民泊」の問題はどうなっているか。松村先生の専門知はどのように受け容れられているか。

###### ② 社会学等との協働

- ・環境法理論と実効性の視点。

##### (2) 理科系の学問との触れ合い

###### ○ 私の関心事

① 原発訴訟研究 ⇒ 理学系と工学系の思考の違い

② 自然保護 ⇒ とにかく複雑な世界

- ・哲学の違い 人間中心主義と非人間中心主義
- ・環境省（自然環境保全法）と国交省（都市緑地法）の違い
- ・自然史重視か否か。

#### 5. 訴訟の知識

○ 民事訴訟と行政訴訟

○ 行政訴訟の諸類型

○ 処分性と原告適格

処分性 ⇒ 福祉行政の展開

原告適格 ⇒ 環境保護の視点

- ・伊方訴訟最高裁判決

＊黒木亮『法服の王国 小説裁判官（上）（下）』（岩波現代文庫、2016年1月）

- ・リニア新幹線ストップ訴訟（2016年5月20日東京地裁に提起）

#### 6. おわりに

○ 先を読むことの重要性

- ・「民泊」の問題は、どのように展開するか。

○ 私の関心事

- ・人工知能の社会と法律学 ⇔ アルファ碁の衝撃